

2025 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名	株式会社A I R M A N (URL https://www.airman.co.jp/)
代表者	代表取締役社長 佐藤 豪一 (コード番号:6364 東証プライム)
問合せ先責任者	執行役員管理本部長 笠輪 信彦 (TEL 0256-93-5571)

当社従業員に対する新中期経営計画の対象期間における 譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 23 日開催の取締役会において、一定の条件を満たす当社の従業員（以下、「割当対象者」といいます。）を対象に、譲渡制限付株式制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

本制度は、本日公表いたしました新中期経営計画「中期ビジョン2027」を踏まえ、割当対象者が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、割当対象者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。なお、本制度においては引受けを希望する割当対象者に対してのみ株式を割り当てる予定です。

2. 本制度の概要

（1）割当対象者に対する金銭債権の支給及び現物出資

本制度は、割当対象者に対して、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割り当てるために金銭債権を支給し、割当対象者が当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。

（2）割当対象者に発行または処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき割当対象者に対して発行または処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、その数は、当社の取締役会で決定します。

なお、本制度に基づき発行または処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行または処分に当たっては、当社と割当対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 割当対象者は、一定期間、本制度に基づき発行または処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。
- ③ 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部または一部を取得すること。

3. 本制度の導入時期

本制度の具体的な導入時期、支給金額、発行または処分株式数、割当対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、2025 年度中の当社取締役会において決定することを予定しております。

以 上